

仕様書

1. 業務名

宮古島 SDGs 推進プラットフォーム組織化支援等委託業務

2. 本業務の目的

本市では、「千年先の、未来へ。」続く宮古島市を目指して、対話を通じた新たな視点で持続可能な島づくりに資するプロジェクトを創発しながら、市民、民間事業者、行政等の官民共創で実施・運営する、宮古島 SDGs 推進プラットフォームの社会実装を目指している。

本業務では、本プラットフォームの組織化及び持続的な運営を目指すため、専門的知見や必要な資格等を有する者に対して、組織設立に向けた一連の作業への助言・資料作成等の支援業務を委託するものである。なお、組織の設立は令和6年度秋頃を目指している。

3. 委託業務の内容

本プラットフォームの組織化を目的とした、以下の業務について委託する。

各項目の実施にあたっては、令和5年度までに行った検討内容や組織設立の方向性を踏まえた上で、検討・資料作成等を進めること。これまでの検討結果を記した資料や報告書等、検討に必要な資料は担当課より提供する。

(1) 組織化に向けた工程及び必要作業の整理

令和5年度までの検討事項を踏まえ、本プラットフォームの組織化のために検討・決定していくべき論点を整理すると共に、設立に向けて、本プラットフォームの事務局及び市役所が行う必要がある作業について、全体像・フローがわかる工程表を整理・作成する。

(2) 宮古島 SDGs 推進プラットフォーム組織設立及び持続的な運営のための検討

本プラットフォームの設立・運営に必要な、組織としてのビジョン及び重点課題について整理するとともに、組織設立に向けて決定すべき要素を洗い出し、エコアイランド推進課と協議の上で、定めていくものとする。特に、設立・運営に必要な資金調達、基金の創設、官民の人材が長期的にかかわる仕組みづくり、人員の選定・体制づくり等については検討・提案事項に盛り込むこと。

また、設立・運営に向けた必要資金を精査するとともに、資金調達についても、ふるさと納税・企業版ふるさと納税や民間資金の活用の方策を検討し、組織の設立に向けた制度・仕組み等の設計に必要な検討を行う。適宜、先進地等へのヒアリング等を行っても構わない。

これらは、事業計画書としても活用できるよう取りまとめていくこと。

(3) 宮古島 SDGs 推進プラットフォーム組織設立に必要な規定類の作成

(2)の内容を踏まえながら、本プラットフォームの組織設立に必要な、定款や組織規定について定めるとともに、設立に向けた登記等の事務作業についての支援を行うこと。

(4) 宮古島 SDGs 推進プラットフォーム組織化に向けた協議の場の設置及び実施

本プラットフォームの組織化にあたって必要となる組織規定や運営方針等について、

検討を行っていく場を組織し、計3回程度、実施・運営を行うこと。本協議の場合は本プラットフォームの協力者又は団体等10人以内で構成するものとし、候補者を選定・提案して、エコアイランド推進課協議の上で最終決定する。旅費・謝金の支払い等の手続きも実施することとする。

ここで議論した内容をとりまとめたものは、庁内における設立に係る準備会等に提出・提案する書類として活用していく。

(5) 担当課に対する定期的な報告・会議の実施

本業務を進めるにあたって、エコアイランド推進課の担当者と、月1回以上の定例会議を実施する。

さらに、本プラットフォーム組織の令和6年度秋頃の設立を目指すため、令和6年9月頃をめどに、エコアイランド推進課及びエコアイランド推進課が定める庁内の報告先（関係部署等を想定している）に対して、中間報告会を実施するものとする。そのほか、本プラットフォームの設立において、合意を得るべき関係者が想定される場合は、中間報告会に参加すべき対象者の選定・提案を行うこと。

(6) 成果報告書の作成

本業務における検討結果を報告書としてとりまとめ、提出する。検討結果については、今後の組織運営に参考となるよう、検討・決定プロセスや継続的に検討すべき論点等について、記載すること。さらに、組織設立に必要な定款、組織図、本プラットフォームに実装する機能に関わる要綱等の必要書類を添付して提出すること。

(7) その他

本業務はプロポーザル方式による随意契約を想定しており、業務の詳細については本業務受託者との協議により定めるものとする。また、適宜、本プラットフォームのイベント等を運営する事務局との情報共有及び合同会議等を実施し、設立に向けた円滑な連携を行っていくこと。

なお、本プラットフォームの事業を担う法人の設立が、今年度の秋以降に予定されているところ、当該法人が設立されて以降は、本委託業務の実施について、設立された法人とも連携を図ることとする。

4. 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）

5. 委託業務の成果物

委託業務の完了時には、5.（6）で定めた成果報告書及び各事業で作成した資料、その他組織設立に必要な添付書類を提出すること（各資料とも、紙媒体：正1部・副1部、及び電子データを提出する）。

6. その他

その他必要に応じ、協議の上、取扱を定めるものとする。

以上